介護保険特定福祉用具
オーダー品の購入の流れについて

オーダー品を購入する場合には事前申請が必要となります。
該当する場合は、以下の流れに沿って申請を行ってください。

（　確認通知　）

書類はコピー後、
その場でお返しします

介護保険課から事業者に
確認通知をＦＡＸします

事業者 → **事前申請** → **必要性をチェック** → **結果** → **事後申請**

事前申請の受付(各区)

提出書類
- ・申請書
- ・理由書
- ・図面　※１
- ・写真　※２
- ・利用者に対するオーダー品の見積書
- ・カタログ（ｾﾐｵｰﾀﾞｰの場合）

介護保険課にて確認

事後申請の受付(各区)

提出書類
- ・申請書
- ・委任状（受領委任払い）
- ・委任状（償還払い）　※３
- ・請求書
- ・設置後の写真
- ・理由書
- ・カタログ（ｾﾐｵｰﾀﾞｰの場合）
- ・領収証
- ・確認通知　※４

※１　オーダー品の詳細図・室内全体の図面（写真可）・オーダー品設置予定の図面が必要です（全ての図面に寸法の記載が必要です）

※２　オーダーする根拠となる部分にスケールを当てた写真が必要です

※３　償還払いの際、被保険者以外の方の口座に振り込む場合は委任状が必要です

※４　通常の申請に加えて確認通知を添付し提出ください